平成２７年（フ）第６４６号
兵庫県西宮市上田西町２番51―207号
債務者　田保　克成
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７２号
沖縄県豊見城市字保栄茂1153番地90　Ｂ―54
債務者　桃原　俊英
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１６１８号
名古屋市緑区平子が丘3013番地　グレイスコートＡ　105号
債務者　佐藤　吉孝
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６１９号
名古屋市緑区平子が丘3013番地　グレイスコートＡ　105号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５８号
長崎県長崎市音無町18番20号　コーポ昴203、旧住所長崎県長崎市富士見町14番14号　日東ビル302
債務者　屋嘉部景孝
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
北海道美唄市西２条南３丁目２番18―201号
債務者　岩田　晴奈（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第３８３号
鹿児島県鹿児島市西伊敷５丁目16番４号
債務者　島名真奈美
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
青森県むつ市松森町７番14号
債務者　倉岡　悠貴
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８３３号
名古屋市北区池花町338番地、従前の住所名古屋市北区中味鋺３丁目1002番地　パティオ楠303号
債務者　前田　恵美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８４２号
名古屋市名東区富が丘26番地　富が丘ハウス105号、従前の住所名古屋市名東区藤が丘162番地　藤ケ丘市街地住宅４棟610号
債務者　立野　喜誠
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８２４号
東京都西東京市下保谷２丁目４―１―307
債務者　森崎　範行
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８８０号
東京都板橋区前野町２丁目15―１―102
債務者　南出　祐司
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８８１号
東京都新宿区住吉町３―４―406
債務者　飛田　節子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９０８号
東京都世田谷区東玉川２丁目15―３
債務者　星野　立也
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９０９号
東京都大田区東雪谷３丁目31―２
債務者　江尻　壽子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９１０号
東京都世田谷区南烏山４丁目27―10―206
債務者　佐藤　英司
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部